

地方公共団体情報システムにおける 文字要件の運用に関する検討会（第5回）

日時：2023年11月29日

開催方法：書面開催

目次

1. 前回までの検討会振り返り
2. 行政事務標準文字の国際標準化について
3. 行政事務標準文字の周知・広報について

(1) 前回までの検討会振り返り

前回までの検討会振り返り

➤ 同定支援ツール（β版）を用いた実証事業について

- 申し込み状況：111自治体(うちデータ受領団体数：61自治体)（令和5年11月17日時点）
- 現時点で見えた課題
 - ベンダ独自の形式で外字ファイルを保持しており、提出するには変換が必要となる
 - かなり以前に作成されたビットマップ形式の粗い文字も使用されており、うまく同定できるか検証が必要
 - ⇒上記の課題に加え、実証事業の中で浮かび上がる課題について今後検討を進めていく

(2) 行政事務標準文字の国際標準化について

文字の国際標準化を目指す根拠について

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第2項第3号イ及び第7条第1項により、データの標準化を行うとしているところ、デジタル社会の形成に関する重点計画において『国内でのデータの標準化やプラットフォームの整備に当たり、国際標準への準拠はもちろんのこと』と規定されていることから文字の国際標準化に向けて検討を行う

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(抄) (令和3年法律第40号)

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な基準を定めなければならない。

デジタル社会の形成に関する重点計画(抄) (令和5年6月閣議決定)

第2 重点計画の基本的考え方

1. デジタルにより目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年(令和2年)12月25日閣議決定)では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

「目指す社会の姿」を実現するためには、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・子ども7等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略を推進することが求められる。それらに関するデジタル社会構想会議における議論を踏まえ、分野ごとの課題、求められる成果、その結果目指すべき姿について以下①～⑥の方針で施策を展開することとする。

(略)

⑥ DFFT注の推進を始めとする国際戦略

国際的に、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが顕在化している。この課題を解決するために、**国内でのデータの標準化やプラットフォームの整備に当たり、国際標準への準拠はもちろんのこと**、DFFTを含む国際的な共通認識の醸成、データ流通やデジタル経済に関するルール・原則の合意、共同プロジェクトや人材交流を含めた国際連携・協力等を行うことにより、我が国が世界をリードするという視点が不可欠である。今後、今般のG7デジタル・技術大臣会合の合意を踏まえ、国際的な枠組みを設置し、その下で、各国のデータ規制に関する透明性向上に資するレジストリの構築など、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施し、DFFTの一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく。

また、デジタル庁を含め関係府省庁が、それぞれの政策分野において取組を進める中で、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等のデジタル政策に関わる機関等と連携し、信頼を基盤とした国際協力を推進していくことに加え、データ格差を抱える新興国等への支援や協力、グローバルを前提とした情報発信の強化の向上に取り組む。これらにより、データがもたらす価値を最大限引き出し、プライバシーやセキュリティ等に適切に対処することにより信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通が可能な社会の実現を目指す。

注) DFFT(Data Free Flow with Trust: 信頼性のある自由なデータ流通)とは、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトです。

行政事務標準文字の国際標準化までのステップ

STEP 1

令和5年度

追加文字の決定

行政事務標準文字に含める文字情報基盤外の文字（漢字・変体仮名等）を決定する

STEP 2

STEP1終了後

文字の区分け

STEP 1 で追加となった文字について IVD登録、水平拡張、新規追加のどの方法で登録するのか区分けを行う

STEP 3

STEP2終了後

UCSへの登録

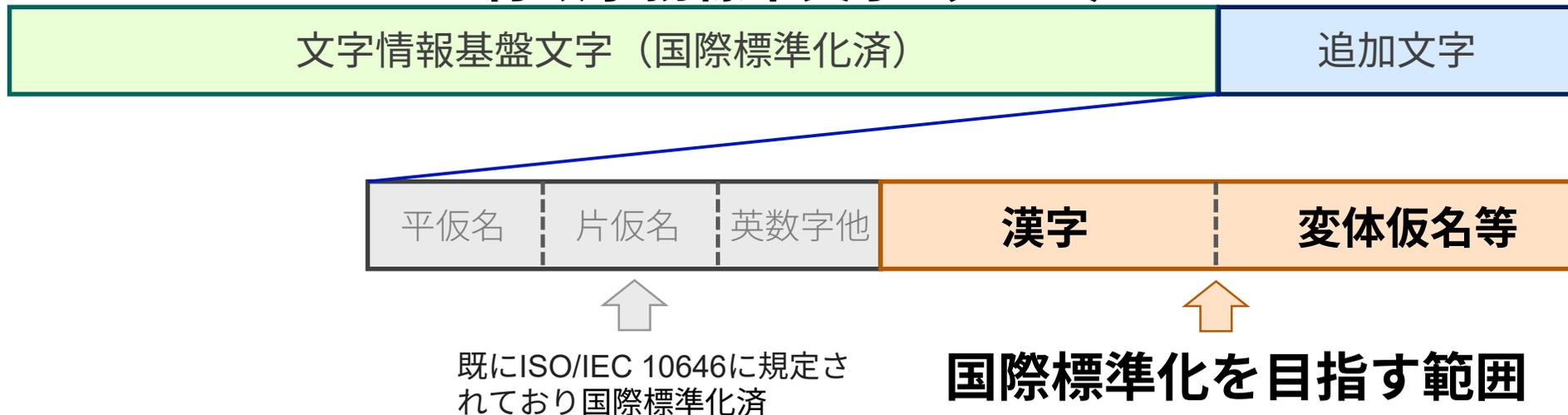
STEP 2 において区分けした方法でそれぞれ UCSへの登録手続きを進める

※上記は、MJの管理団体である一般社団法人文字情報技術促進協議会及び国際標準である UCS (Universal Coded Character Set) への登録の日本の窓口である一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 SC 2 専門調査会と連携を密に取りながら進める

令和5年度の取組 STEP 1 追加文字の決定

- 令和5年3月にMJ+全体像として公開した文字については、一部重複が確認されるなど令和6年3月に向けて精査を進め、行政事務標準文字として文字情報基盤に追加する文字（漢字・変体仮名等）※を決定する

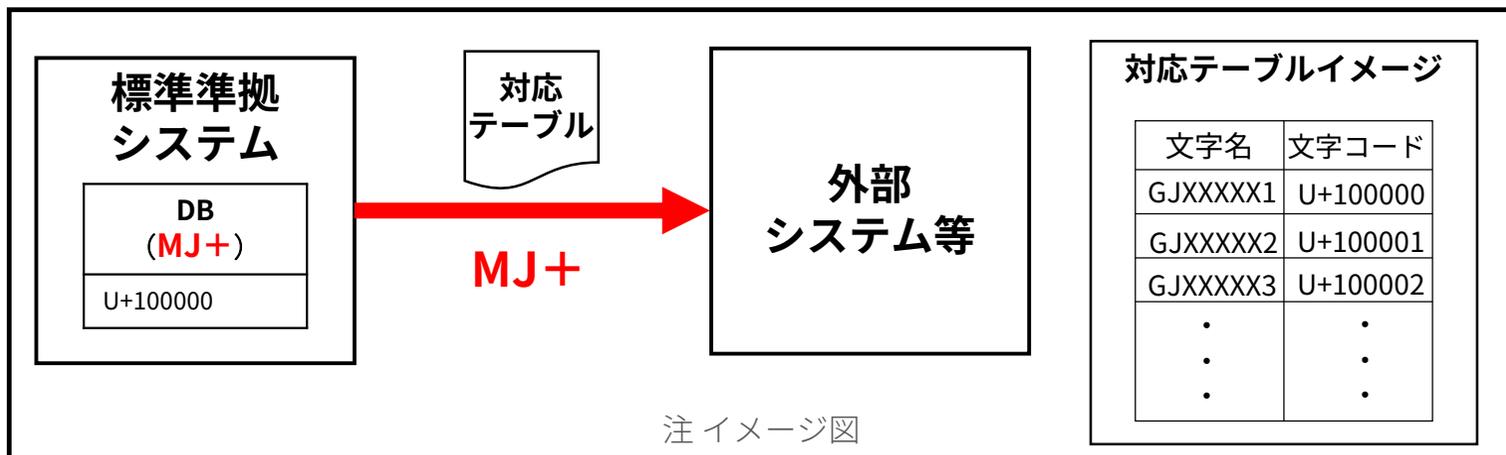
行政事務標準文字（MJ+）



※行政事務標準文字の範囲（追加文字）については次回検討会でご検討いただく予定です。

国際標準化が完了するまでの暫定措置

- 文字符号位置については、国際標準化が完了するまでの間、暫定的にPUP（私用面：Private Use Plane）を使用する
- UCSの規定により、PUPを使用した情報の授受をする際には、当事者間の合意の下で利用が必要となることから、外部システム等との連携の際には行政事務標準文字（MJ+）の文字名とPUPの対応テーブルを共有することとする 注 イメージ図
- デジタル庁は正規符号位置への置き換えに対する課題を整理するとともに、自治体・事業者は国際標準化達成後の正規符号位置への速やかな置き換えのための技術的方策を予め定めておくこととする

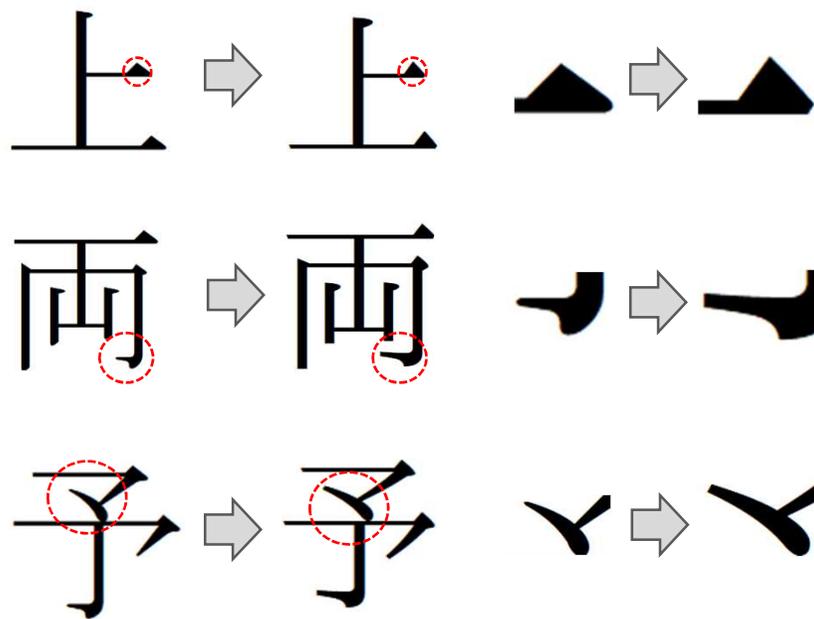


(3) 行政事務標準文字の周知・広報について

1. なぜ、周知・広報が必要か

- 今後、文字同定を行うことにより自治体で発行する帳票に出力される文字の置き換えが発生する。
 - 国民への周知・広報
 - ・ 氏名の表記が変更される点
 - ・ 既に発行済みの帳票との整理 等
 - 自治体への周知
 - ・ 窓口での説明
 - ・ 行政事務標準文字の概要及び連携 等
- 具体的には次頁以降に示す例のような文字の変更がある。

➤ フォントが変わることによる細部の変更



➤ 文字のデザイン差による文字包摂

硬 → 硬

文字構成要素の大きさの違い

替 → 替

配置の差とも取れる範囲であっても部首の変更を伴わない場合

倍 → 倍

単独文字に限り取り分けを必要としますがこれらが別の文字構成要素となる場合

喻 → 喻

横線「月」と点「月」は、単独字形に限り取り分けを必要としますが、これらが別の文字構成要素となっている場合

2. 周知・広報の内容

➤ 自治体及び国民への周知・広報の具体的な内容として、次の案が考えられる。

- なぜ、文字同定が必要となるのか
- 文字同定を行う根拠
- JISX 0213でない理由
- 文字同定の考え方
- 今後の方向性（経過措置・国際標準化等）
- 行政事務標準文字の範囲
- 各自治体における文字同定作業に係る対応表（同定支援ツールでの同定結果）
- 文字同定作業による、具体的な文字変更の影響、事例等
- 自治体窓口、ホームページにおけるFAQ

3. 行政事務標準文字に対する周知・広報方法

➤ 自治体及び国民への周知・広報の具体的な方法として、次の案が考えられる。

➤ 国民への周知・広報

■デジタル庁で実施

- デジタル庁ウェブサイトでの周知
- 行政事務標準文字の範囲公表
- 自治体への周知（自治体広報やウェブサイトへの掲載）依頼文書発出
→掲載例の作成

■自治体で実施

- 自治体広報やウェブサイトへの掲載
- 窓口での説明

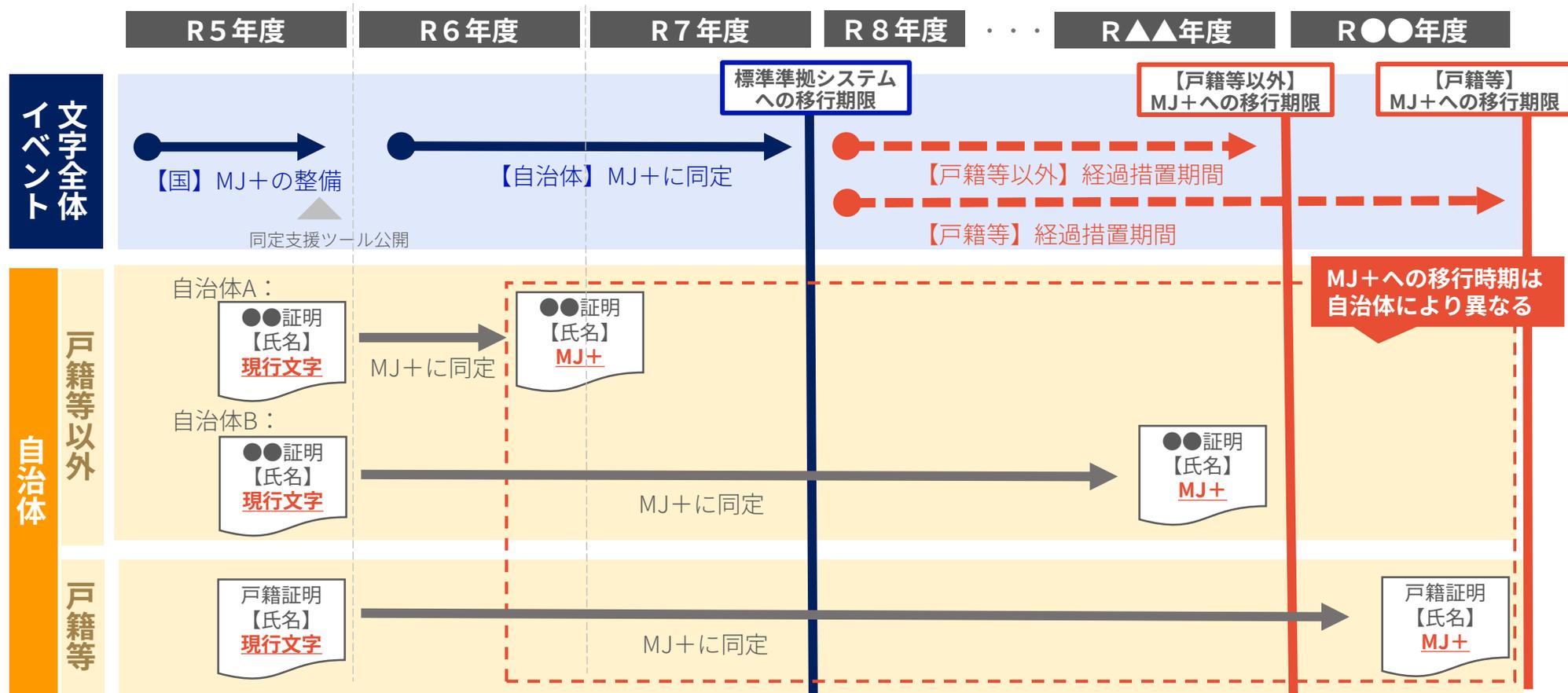
➤ 自治体への周知・方法

■デジタル庁で実施

- 自治体への周知文書発出（住民基本台帳所管部署・住登外宛名管理部署等）
- 窓口説明のためのFAQの作成

4. いつ周知・広報が必要か

- 国が実施する周知・広報の時期については、標準準拠システムへの移行期間の令和6、7年度が考えられるが、経過措置を適用する場合など自治体のシステムごとに文字が置き換わる時期が異なるため、いつ、どのように周知・広報を行うことが適切か。



経過措置期間

経過措置期間自体の終期は国が定めるが、経過措置期間の適用の有無及び期間中における文字移行のタイミングは各自治体が判断する。

	適用有無・文字移行時期	経過措置期間の終期
戸籍等以外	自治体が個別に判断	国（デジタル庁・総務省）が決定 ※R6.3公表予定
戸籍等	自治体が個別に判断	今後関係省庁と調整し決定 ※別途終期を指定

デジタル庁
Digital Agency